

教第 69 号議案

神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の件
神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年 2 月 7 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神戸市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市奨学金条例施行規則（昭和 34 年 4 月教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「2,500 円」を「1,200 円」に改め，同条第 2 号中「3,000 円」を「1,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 26 年 3 月 31 日以前から高等学校，特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学している者に係るこの規則による改正後の神戸市奨学金条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定の適用については，新規則第 2 条第 1 号中「1,200 円」とあるのは「7,000 円」と，新規則第 2 条第 2 号中「1,600 円」とあるのは「14,000 円」とする。

理 由

国による「高校生等奨学給付金制度」の支給額増額に伴い神戸市奨学金制度を見直すにあたり，規則を改正する必要があるため。

神戸市奨学金条例施行規則 ぬきがき

(_____ は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(奨学金の額)

第2条 条例第5条に規定する奨学金の額は, 次のとおりとする。

- (1) 国立若しくは公立の高等学校, 特別支援学校の高等部又は高等専門学校に在学する者 2,500 円
- (2) 私立の高等学校又は高等専門学校に在学する者 3,000 円

1,200 円

1,600 円

非課税世帯への就学支援に関する制度の変遷 (全日制の場合)

平成29年度影響額

公立 高校生等奨学給付金 +16,300
神戸市奨学金 -15,600

私立 高校生等奨学給付金 +16,800
神戸市奨学金 -16,800

～平成25年度	平成26・27年度	平成28年度	平成29年度(案)
---------	-----------	--------	-----------

第1子の高校生がいる世帯

●公立高校 202,800円

84,000 (神戸市奨学金)
118,800 (高校無償化)

●私立高校 475,600円

168,000 (神戸市奨学金)
70,000 (県授業料軽減補助)
237,600 (就学支援金)

●公立高校 204,200円

48,000 (神戸市奨学金) 4,000/月
37,400 (高校生等奨学給付金)
118,800 (就学支援金)

●私立高校 478,800円

60,000 (神戸市奨学金) 5,000/月
39,800 (高校生等奨学給付金)
82,000 (県授業料軽減補助)
297,000 (就学支援金)

●公立高校 208,300円

30,000 (神戸市奨学金) 2,500/月
59,500 (高校生等奨学給付金)
118,800 (就学支援金)

●私立高校 482,200円

36,000 (神戸市奨学金) 3,000/月
67,200 (高校生等奨学給付金)
82,000 (県授業料軽減補助)
297,000 (就学支援金)

●公立高校 209,000円

14,400 (神戸市奨学金) 1,200/月
75,800 (高校生等奨学給付金)
118,800 (就学支援金)

●私立高校 482,200円

19,200 (神戸市奨学金) 1,600/月
84,000 (高校生等奨学給付金)
82,000 (県授業料軽減補助)
297,000 (就学支援金)

第2子以降の高校生がいる世帯

●公立高校 248,500円

129,700 (高校生等奨学給付金)
118,800 (就学支援金)

●私立高校 517,000円

138,000 (高校生等奨学給付金)
82,000 (県授業料軽減補助)
297,000 (就学支援金)

●公立高校 248,500円

129,700 (高校生等奨学給付金)
118,800 (就学支援金)

●私立高校 517,000円

138,000 (高校生等奨学給付金)
82,000 (県授業料軽減補助)
297,000 (就学支援金)

●公立高校 248,500円

129,700 (高校生等奨学給付金)
118,800 (就学支援金)

●私立高校 517,000円

138,000 (高校生等奨学給付金)
82,000 (県授業料軽減補助)
297,000 (就学支援金)

学びのセーフティネットの構築

○給付型奨学金制度の創設を含む大学等奨学金事業の充実 955億円（75億円増） 【無利子奨学金事業費 3,502億円（279億円増）】

- ・意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境を整備。

◇給付型奨学金制度の創設

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により進学を断念している者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設。

- ・（独）日本学生支援機構に基金を造成し、制度を安定的に運用することで、学生等への支援を確実に実施（70億円）
- ・平成30年度からの本格実施に先立ち、平成29年度は、特に経済的に厳しい状況にある学生等を対象に、一部先行実施。

《給付人員》約2,800人 ※内訳：私立・自宅外通学…約2,200人
社会的養護を必要とする学生等…約600人

◇無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現

無利子奨学金の貸与人員の増員により、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃し、必要とする全ての子供たちへの無利子奨学金の貸与の実現。

《貸与人員》 無利子奨学金 47万4千人 → 51万9千人（4万4千人増）
（有利子奨学金 84万4千人 → 81万5千人（2万9千人減））

○国立大学・私立大学の授業料減免の充実 434億円（29億円増）

◇国立大学の授業料減免等の充実 333億円（13億円増）

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大。
《対象者数》 約0.2万人増（28年度：約5.9万人→29年度：約6.1万人）

◇私立大学の授業料減免等の充実 102億円（16億円増）

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援。

《対象者数》 約1.0万人増（28年度：約4.8万人→29年度：約5.8万人）

○高校生等奨学給付金の充実 136億円（5億円増）

- ・非課税世帯【全日制等】（第1子）の給付額の増額し、更なる教育費負担の軽減を実施。

【給付額（年額）】

- ・生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

国公立：32,300円 私立：52,600円

- ・非課税世帯【全日制等】（第1子）

国公立：59,500円→75,800円（+16,300円） 私立：67,200円→84,000円（+16,800円）

- ・非課税世帯【全日制等】（第2子以降）

国公立：129,700円 私立：138,000円

- ・非課税世帯【通信制】

国公立：36,500円 私立：38,100円

○私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業 12億円（新規）

- ・年収400万円未満の世帯に属する児童生徒について、年額10万円の授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

※平成29～33年度にかけて、全学年（小学校1～6年生、中学校1～3年生）において実施。